

令和4年6月23日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	松尾陽輔	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	川久保和幸
次長	山口美矢子
議事係長	奥幹久
議事係員	木寺裕一朗
総務係員	蒲地理子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政
教	育	松	尾	文
総	務	山	崎	正
企	画	庭	木	
営	業	古	賀	龍 一
営	業	黒	尾	聖
福	祉	松	尾	
福	祉	後	藤	英
こ	ど	秋	月	義
こ	ど	諸	岡	智
ま	ち	野	口	和
環	境	山	口	智
総	務	江	上	新
企	画	弦	卷	一
財	政	藤	井	喜
会	計	谷	口	
選	挙	山	田	英
監	査	青	木	
農	業	田	栗	和
				彦

---

議 事 日 程 第 7 号

6月23日（木）10時開議

日程第1	第39号議案	武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第44号議案	佐賀県市町総合事務組合格約の変更について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第40号議案	武雄市自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第41号議案	新武雄工業団地造成（1工区）工事請負契約の一部変更について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第42号議案	新武雄工業団地造成（2工区）工事請負契約の一部変更について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第43号議案	新武雄工業団地造成（3工区）工事請負契約の一部変更について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第46号議案	令和4年度武雄市下水道事業会計補正予算（第1回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第47号議案	財産の取得について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第45号議案	令和4年度武雄市一般会計補正予算（第3回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第48号議案	令和4年度武雄市一般会計補正予算（第4回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11		閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）

---

開 議 10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案について審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

**日程第1・第2 第39号議案・第44号議案**

日程第1. 第39号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例及び日程第2. 第44号議案 佐賀県市町総合事務組合格約の変更についてを一括議題といたします。

以上の2議案は総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 39 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託されました第 39 号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、新体育館の設置に伴い条例を改正するもので、新体育館の名称、位置、使用期間、使用料等を改めるものであり、令和 5 年度の供用開始を目指し準備を進めるため、今議会での条例改正を行うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 44 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 44 号議案 佐賀県市町総合事務組合格約の変更について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、杵東地区衛生処理場組合の名称が杵島地区衛生処理組合に変更されたことに伴い、佐賀県市町総合事務組合格約を変更するものであり、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 39 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 39 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 39 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 44 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 44 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第 3～第 8 第 40 号議案～第 47 号議案

日程第 3. 第 40 号議案 武雄市自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例から日程第 8. 第 47 号議案 財産の取得についてまでの以上 6 議案を一括議題といたします。

以上の 6 議案は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 40 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 40 号議案 武雄市自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、武雄温泉駅前広場整備に伴う「武雄温泉駅南口自転車駐車場」の移設及び武雄北部土地区画整理事業の換地処分に伴う地番変更により、武雄温泉駅に設置している自転車駐車場の名称及び位置を変更するものと説明を受けました。

これまでの南口自転車駐車場については新幹線高架下に移設することにより、名称を「武雄温泉駅西自転車駐車場」に改め、また、在来線高架下駐車場については名称を「武雄温泉駅東自転車駐車場」に改めるものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 41 号議案から第 43 号議案に対する一括報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 41 号議案 新武雄工業団地造成（1 工区）工事請負契約の

一部変更についてから第 43 号議案 新武雄工業団地造成（3 工区）工事請負契約の一部変更についてまでの 3 議案について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、昨年 3 月議会において議決いただいた 3 本の造成工事請負契約の一部変更をお願いするもので、いずれも、工事の設計変更に伴う契約金額の変更との説明を受けました。

主な理由として、のり面崩壊により当初計画どおりの掘削を実施することが困難になったことから、造成土工、のり面工及び排水施設工の数量等を減工するもので、変更請負額については工期末である 7 月 29 日までの出来高で算出しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 46 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 46 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、1 款 1 項 1 目．企業債、1 節．下水道事業債の 330 万円は、令和 3 年 8 月の災害で山内町犬走区にある農業集落排水施設中継ポンプ制御盤が設置箇所の護岸ごと崩落し、災害復旧の本工事については、コロナ禍による部品供給の遅れにより令和 4 年度に実施することとなり、令和 4 年度の社会資本整備総合交付金を活用するため、起債の借入れ年度を令和 4 年度に合わせる必要があり、6 月補正をお願いするものとの説明を受けました。

また、資本的支出の 1 款 1 項 1 目．管渠整備費、16 節．委託料で、公共下水道事業計画の全体計画変更業務委託料 440 万円は武雄市都市計画マスタープランに合わせて令和 3 年度に予定していた用途区域の見直しは、令和 4 年 10 月頃の決定予定となり、令和 3 年度の執行ができず、令和 4 年 6 月で補正をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 47 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 47 号議案 財産の取得についての、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、排水能力1台当たり毎秒0.25トンの油圧式ポンプを2台取得するもので、排水ポンプ車及び納期の関係上ユニット式の排水ポンプを含めて購入を検討する中で、排水ポンプ車は年度内納入が難しいこと、ユニット式が小型で機能性・利便性に優れ、メンテナンス費用も有利であるため、ユニット式を購入することとなっているとの説明を受けました。

委員からは運用についての質問があり、担当課より、運用についての説明資料を提出していただき、委員会で確認いたしました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第40号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第41号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、第42号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 42 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 43 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 43 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 43 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 46 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 46 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 47 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 47 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 9 ・ 第 10 第 45 号議案 ・ 第 48 号議案

日程第 9. 第 45 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）及び日程第 10. 第 48 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）を一括議題といたします。

以上の 2 議案は各所管の常任委員会に分割付託しておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 45 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 45 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 7 目 12 節. 委託料では、河川へ排水できなかった雨水の内水氾濫を想定したデジタルハザードマップ作成のための委託料が計上されており、雨量、潮位、排水ポンプ能力等を考慮しながら内水のシミュレーション及び分析を行い、作成することを想定、年度内の運用開始を目指すとの説明を受けました。

また、10 款 6 項 2 目. 体育施設費では、新体育館建設工事に伴い、駐車場などの外構工事のための設計業務委託料や工事請負費を計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 48 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第 48 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入 15 款 2 項 1 目. 総務費国庫補助金で、主に原油価格、物価高騰分の対応を事業化するに当たり、財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 5,933 万 8,000 円が計上されていきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 45 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

おはようございます。本委員会に分割付託されました第 45 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3 款 3 項 2 目. 児童措置費の 7,865 万 6,000 円は、子育て世帯生活支援特別給付金として、コロナ禍において、食費等の物価高騰に直面するひとり親世帯や低所得

の子育て世代に対し、特別給付金を支給することで生活支援を行うものであり、財源は全額国庫補助金であるとの説明を受けました。

4款1項2目．予防費の1億2,877万1,000円は、新型コロナウイルスのワクチン4回目接種に向け体制を確保するもので、接種対象者はワクチンの3回目接種から5か月が経過した60歳以上の方及び基礎疾患のある18歳以上の方であると説明を受けました。

10款1項3目．学校教育総務費の18節．負担金補助及び交付金の100万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行や宿泊訓練が中止または延期となった場合に、キャンセル料の全額を助成するものとの説明を受けました。

10款5項5目．文化振興費のアウトリーチと演奏会開催実行委員会補助金835万8,000円は、西九州新幹線開業を記念して、九州交響楽団及び市民合唱団による音楽コンサートを開催し、文化を通じてにぎわいを創出するために補助金を支出するものであり、財源としてコミュニティ助成事業補助金のうち500万円を充てるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第48号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第48号議案 令和4年度武雄市一般会計補正予算（第4回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3款1項1目．社会福祉総務費の3,070万8,000円は、物価高騰に係る福祉・医療施設への施設運営の支援として、1事業所当たり一律10万円の支援金を交付するものであるとの説明を受けました。

3款3項2目．児童措置費の3,651万7,000円は、18歳以下の子供を3人以上養育する多子世帯の保護者に対し、今般の物価高騰に係る支援として1世帯当たり3万円の支援金を交付するもので、4人以上養育されている場合は1人増えるごとに1万円を加算するものであるとの説明を受けました。対象となる世帯は1,100世帯、4人以上の児童数は300人を想定しているとの説明でした。

3款3項1目．児童福祉総務費の1,061万3,000円は、物価高騰により保育所等における給食に係る負担が増加している中、安全で質の高い給食を継続して提供できるよう、保育所、認定こども園など18園に対し、給食材料費の8%を上限として材料費等の増加分を補助するとの説明を受けました。

10 款 1 項 3 目．学校教育総務費では、小中学校給食費支援事業費補助金として 1,557 万 3,000 円を計上しているとの説明を受けました。

この事業は、食材費高騰による保護者の負担増の回避を図ることと食材の質と量を維持するために、給食費の 8 % を補助するものであるとのことでした。

これらの事業の財源は全額、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び県の佐賀県学校給食費等支援事業費補助金で対応しているとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

第 45 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 45 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、8 款 3 項 1 目．河川維持費、17 節．備品購入費の車両購入費 1,233 万 1,000 円は、大雨による内水の排水対策として購入する排水ポンプの運搬用として積載量 2 トンのトラックを 2 台購入するものとの説明を受けました。

7 款 1 項 2 目．商工振興費、18 節．負担金補助及び交付金のオフィス整備促進事業費補助金 500 万円は、民間事業者が実施するオフィススペース整備計画に対し、整備に必要な調査設計費及び工事費等について支援するものとの説明を受けました。

また、市としては、IT 関連企業を中心とした事務系企業の誘致を促進するとともに、地元からの新規雇用の増加を目指したいと考えているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 48 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 48 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、6款1項3目．農業振興費、18節．負担金補助及び交付金の水稻肥料等高騰緊急対策事業 3,855万3,000円は、国際紛争等に伴う、肥料代や軽油代等の高騰による経費の負担増に伴い、日本の主食、米を守り、頑張る農家を応援するために稲作農家への支援を行うものとの説明を受けました。

6款1項4目．畜産業費、18節．負担金補助及び交付金の飼料価格高騰緊急対策事業 3,318万9,000円は、国際紛争等に伴う、飼料価格の高騰及び原油価格の高騰、輸送価格の高騰など、畜産農家の経費増大を抑制し、畜産経営を守るために経費負担増の畜産農家を支援するものとの説明を受けました。

なお、同事業の歳入に関しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により100%の国費を受けることとなっているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第45号議案及び第48号議案の各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第45号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第45号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第48号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第48号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 48 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 11 閉会中継続調査申出について

日程第 11. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出をされております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和 4 年 6 月武雄市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 10時29分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議長 吉川里己

〃 副議長 松尾初秋

〃 議員 山崎 健

〃 議員 江口康成

〃 議員 豊村貴司

会議録調製者 川久保和幸